改定後の施設使用料一覧表

単位：円

農林漁業体験実習館

施設区分	利用単位	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
都市農村交流室	1時間	410	230	420	230	430	230	430	230	330	220
活性化研修室	1時間	440	240	440	240	450	240	450	240	440	270
体験工房室 施設	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	110	220
体験工房室 陶芸窯素焼き	1回	1,800	－	1,870	－	1,950	－	2,030	－	1,650	－
体験工房室 陶芸窯本焼き	1回	2,160	－	2,250	－	2,340	－	2,440	－	1,980	－
体験実習室	1時間	390	230	410	230	440	230	440	230	220	220
加工実習室	1時間	310	160	310	160	310	160	310	160	440	220

備考

1 活性化研修室を半面で利用する場合は、施設使用料及び冷暖房使用料は2分の1とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てた額とする。

2 陶芸用ガスの利用については、別途実費を徴収する。

3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

まちおこしセンター

施設区分	利用単位	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
和室1　6畳	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	110	110
和室2　6畳	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	110	110
和室3　8畳	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	110	110
展示コーナー	1日	1,150	580	1,150	580	1,150	580	1,150	580	410/1時間	210/1時間
販売コーナー	1時間	530	110	550	110	600	110	650	110	410	210
体験実演コーナー	1時間	530	110	550	110	600	110	650	110	410	210
調理室	1時間	290	110	300	110	310	110	310	110	210	110

備考

1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間（展示コーナーについては1日未満のときは1日）として計算する。

2 調理室のガス料金は、実費負担とする。

津屋崎千軒民俗館（藍の家）

施設区分	利用単位	令和9年4月1日以降	【参考】現行使用料
		施設使用料	施設使用料
和室（1階）	1時間	220	110
和室（2階）	1時間	220	110

備考
利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

津屋崎千軒古民家

施設区分	利用単位	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
1棟	1月	34,250	－	38,510	－	41,350	－	45,610	－	31,420	－
和室（1階）	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	110	110
和室（2階）	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	110	110
調理室	1時間	220	－	220	－	220	－	220	－	110	－

備考
1 1棟利用時の光熱水費は、実費負担とする。
2 時間貸しにおいて、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。

行政・観光情報ステーション

施設区分	利用単位	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	令和12年4月1日以降	【参考】現行使用料
		施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料
ギャラリー	1日	1,120	1,160	1,200	1,250	1,040

備考
1 利用時間が、1日未満のときは1日として計算する。
2 施設使用料には、照明料及び冷暖房使用料を含む。
3 商業（物販を含む。）、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

体育施設（福間体育センター、津屋崎体育センター）

施設区分	利用単位	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料
体育室（全面）	1時間	660	220	700	220	790	220	880	220	440	880
体育室（半面）	1時間	330	110	350	110	390	110	440	110	220	440
施設区分	利用単位	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
多目的室（福間体育センター）	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	110	110

備考

利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

勝浦浜海洋スポーツセンター

施設区分	利用単位	令和9年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
研修室1	1時間	220	110	200	200
研修室2	1時間	220	110	200	200
シャワー室	1回	220	－	200	－

備考

利用時間が、1時間未満のときは1時間とみなす。

中央公民館

施設区分	利用単位	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
和室1	1時間	430	230	440	230	460	230	460	230	330	330
和室2	1時間	250	130	260	130	270	130	270	130	190	220
児童室	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	220	220
リハーサル室	1時間	590	350	610	350	650	350	690	350	490	770
工芸室	1時間	490	250	490	250	500	250	500	250	460	440
視聴覚室	1時間	420	210	420	210	420	210	420	210	490	440
研修室1	1時間	390	190	390	190	390	190	390	190	440	440
研修室2	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	240	220
研修室3(パソコン実習室)	1時間	310	160	310	160	310	160	310	160	410	330
研修室4	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	220	220
研修室5	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	220	220
陶芸室	1時間	520	220	520	220	520	220	520	220	550	110
陶芸室 陶芸窯素焼き	1回	2,170	－	2,170	－	2,170	－	2,170	－	－	－
陶芸室 陶芸窯本焼き	1回	2,610	－	2,610	－	2,610	－	2,610	－	－	－

備考

1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。

4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。

（1）冷房 7月1日から9月30日まで

（2）暖房 12月1日から3月31日まで

5 陶芸窯の利用については、灯油代として、別途実費を徴収する。

6 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

（1）入場料1,000円未満のとき 100分の150

（2）入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180

（3）入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200

（4）入場料5,000円以上のとき 100分の300

複合文化センター（カメリアステージ）

施設区分	利用単位	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
ホール（舞台を含む）	1時間	2,860	1,590	3,300	1,590	3,740	1,590	4,400	1,590	2,200	4,400
舞台のみ	1時間	1,430	1,590	1,650	1,590	1,870	1,590	2,200	1,590	1,100	－
第1楽屋	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	110	220
第2楽屋	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	110	220
特別室	1時間	230	110	230	110	230	110	230	110	390	220
リハーサル室	1時間	710	350	810	350	910	350	1,020	350	510	440
展示ホール	1時間	470	－	480	－	510	－	540	－	400	－
大研修室	1時間	920	420	1,050	420	1,180	420	1,320	420	660	550
中研修室	1時間	620	170	650	170	720	170	800	170	440	330
会議室	1時間	410	110	420	110	430	110	430	110	330	220
会議室A	1時間	640	140	640	140	640	140	640	140	640	140
会議室B	1時間	550	120	550	120	550	120	550	120	550	120
和室A	1時間	440	120	460	120	500	120	550	120	330	330
和室B	1時間	440	120	460	120	500	120	550	120	330	330
視聴覚室	1時間	650	190	690	190	780	190	870	190	440	330
調理室	1時間	740	200	780	200	860	200	940	200	550	330
多目的室	1時間	430	110	440	110	460	110	460	110	330	220

備考

1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。

4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。

（1）冷房 7月1日から9月30日まで

（2）暖房 12月1日から3月31日まで

5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

（1）入場料1,000円未満のとき 100分の150

（2）入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180

（3）入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200

（4）入場料5,000円以上のとき 100分の300

6 商業（物販を含む。）、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

福津市総合運動公園

施設区分	利用単位	市内者								市外者		【参考】現行使用料	
		令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から 令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から 令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		令和9年4月1日以降			
		施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料
野球場	1時間	1,140	2,280	1,160	2,330	1,180	2,370	1,210	2,420	2,420	4,840	1,100	2,200
テニスコート(オムニ)	1時間	250	470	250	470	260	480	260	480	520	960	220	440
テニスコート(クレー)	1時間	240	－	240	－	240	－	240	－	480	－	220	－
弓道場（個人）	1時間	120	120	120	120	120	120	120	120	240	240	110	110
弓道場（専用）	1時間	570	570	580	580	590	590	600	600	1,200	1,200	550	550
多目的グランド（全面）	1時間	1,140	－	1,160	－	1,180	－	1,210	－	2,420	－	1,100	－
多目的グランド（半面）	1時間	570	－	580	－	590	－	600	－	1,200	－	550	－
アーチェリー場（個人）	1時間	120	－	120	－	120	－	120	－	240	－	110	－
アーチェリー場（専用）	1時間	570	－	580	－	590	－	600	－	1,200	－	550	－

久末総合公園（みずがめの郷）

施設区分	利用単位	市内者				市外者	【参考】現行使用料
		令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで	令和10年4月1日から 令和11年3月31日まで	令和11年4月1日から 令和12年3月31日まで	令和12年4月1日以降	令和9年4月1日以降	
		施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料
野球場	1時間	1,140	1,160	1,180	1,210	2,420	1,100
テニスコート(オムニ)	1時間	250	250	260	260	520	220

あんずの里運動公園

施設区分	利用単位	市内者				市外者	【参考】現行使用料
		令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで	令和10年4月1日から 令和11年3月31日まで	令和11年4月1日から 令和12年3月31日まで	令和12年4月1日以降	令和9年4月1日以降	
		施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料
野球場	1時間	470	470	480	480	960	440
テニスコート(クレー)	1時間	190	190	190	190	380	160
多目的グランド（全面）	1時間	570	580	590	600	1,200	550
多目的グランド（半面）	1時間	280	290	290	300	600	270

宮の元公園（ふれあいの里・シルバーパーク）

施設区分	利用単位	市内者								市外者		【参考】現行使用料	
		令和9年4月1日から令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		令和9年4月1日以降			
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
管理棟会議室（小会議室）	1時間	220	－	220	－	220	－	220	－	440	－	160	－
宮の元1号棟	1時間	220	170	220	170	220	170	220	170	440	340	160	160
宮の元1号棟 陶芸窯(素焼)	1回	1,650	－	1,650	－	1,650	－	1,650	－	3,300	－	1,760	－
宮の元1号棟 陶芸窯(本焼)	1回	1,980	－	1,980	－	1,980	－	1,980	－	3,960	－	2,200	－
宮の元1号棟 電動ろくろ	1回	120	－	120	－	120	－	120	－	240	－	110	－
宮の元2号棟	1時間	220	230	220	230	220	230	220	230	440	460	160	160
宮の元3号棟	1時間	220	180	220	180	220	180	220	180	440	360	160	160

備考

1 1時間を単位として利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。

2 宮の元公園における陶芸窯利用時のガス料金は、実費負担とする。

3 市内者とは、市内に居住する者、又は市内の事業所をいい、市外者とは市内者以外の者をいう。

宮司コミュニティセンター

施設区分	利用単位	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
研修室	1時間	480	170	490	170	500	170	500	170	440	330
会議室	1時間	230	110	230	110	230	110	230	110	330	220
調理室	1時間	390	130	390	130	390	130	390	130	550	330
音楽趣味の部屋1	1時間	320	110	320	110	320	110	320	110	330	220
音楽趣味の部屋2	1時間	280	110	280	110	280	110	280	110	330	220
多目的ホール	1時間	1,000	400	1,060	400	1,120	400	1,190	400	880	660
和室1	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	220	160
和室2	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	220	160
体験工房室	1時間	340	110	340	110	350	110	350	110	330	220
陶芸窯（本焼き）	1回	1,540	－	1,760	－	1,980	－	2,200	－	1,100	－
陶芸窯（素焼き）	1回	1,230	－	1,400	－	1,580	－	1,760	－	880	－

備考

1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間として計算する。

2 陶芸用電気・ガスの利用については、別途実費を徴収する。

3 商業（物販を含む。）、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とす図。

福間郷づくり交流センター

施設区分	利用単位	令和9年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
会議室1	1時間	220	110	330	110
会議室2	1時間	220	110	330	110

福間南郷づくり交流センター

施設区分	利用単位	令和9年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
会議室	1時間	220	110	330	110
大会議室	1時間	630	270	990	330

上西郷郷づくり交流センター

施設区分	利用単位	令和9年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
会議室	1時間	270	130	550	220
大会議室	1時間	460	230	880	330

神興東郷づくり交流センター

施設区分	利用単位	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
会議室	1時間	300	110	300	110	300	110	300	110	330	110
大会議室	1時間	900	230	900	230	910	230	920	230	880	330

神興郷づくり交流センター

施設区分	利用単位	令和9年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
会議室	1時間	220	110	230	110
大会議室	1時間	430	190	770	270

勝浦郷づくり交流センター

施設区分	利用単位	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
会議室	1時間	370	110	380	110	390	110	390	110	330	110
中会議室	1時間	510	110	530	110	560	110	590	110	440	150

津屋崎郷づくり交流センター

施設区分	利用単位	令和9年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
会議室	1時間	520	150	660	220
大会議室	1時間	900	270	990	330

備考

利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間として計算する。